

☆ 女児用肌着（胸部が二重生地のもの）

第 61.09 項

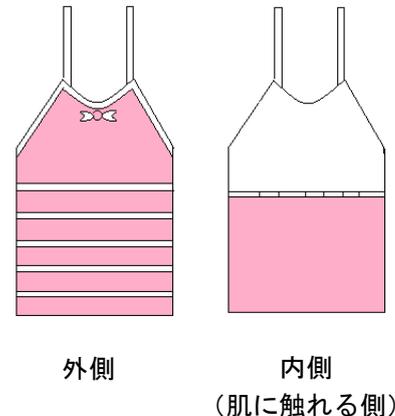
✚ 貨物概要

綿製のメリヤス編物から成る女児用肌着

性 状：キャミソール型女児用肌着で、胸部内側全体の生地を二重にし、前面の生地の中に中綿を単にはさんだもの

素 材：（生地）綿 100%（フライス編み）
（中綿）ポリエステル 100%

用 途：女児用肌着



✚ 分類

関税率表第 6109.10 号（統計番号 6109.10-010）の綿製の肌着（異なる色の糸から成るもの）

✚ 分類理由

本品は、胸部の生地を二重にし、単に中綿をはさんだ作りになっていますが、メリヤス編みのキャミソール型女児用肌着であり、関税率表第 62.12 項の規定（ブラジャー、ガートル、コルセット、サスペンダー、ガーターその他これらに類する製品）に合致するものではないことから、第 61 類注 2（a）は適用されず、同類から除外されません。

本品は、関税率表第 61.09 項の規定及び同項解説により、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時ににおける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）